

通告３番目、５番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式で３点について質問させていただきます。

まず１番目に、子育て世帯訪問支援事業について、そして２番目には、認知症の方とその家族が安心して暮らせるまちづくりについて、３番目に、水害対策について、お伺いいたします。

まず、１番目の子育て世帯訪問支援事業についてです。

子育てにおいて、子供を預けられる環境や近くにサポートしてくれる人がいないことで、多くの方が孤独や負担を感じています。内閣府の全世代型社会保障構築会議の資料によりますと、子育て家庭の支援ニーズとして、子育てをしている親と知り合いたかったが71.9%、子育てでつらいと感じることがあったが62.6%、子育ての悩みや不安を話せる人が欲しかったが55.4%、自分の子育てにあまり自信が持てなかったが49.1%といった声が上がっております。こうした子育てに関する厳しい環境への支援を目的として、2024年、本年４月に改正児童福祉法が施行され、子育て世帯訪問支援事業が新設されました。

そこで質問させていただきます。まず１番目に、具体的にどのような支援があるのかをお聞きします。

２番目に、この支援事業にどのように取り組むのかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員ご質問の子育て世帯訪問支援事業についてお答えいたします。

まず、１点目の子育て世帯訪問支援事業は、2024年４月の児童福祉法の一部を改正する法律において、従来の養育支援訪問事業を保健師等の専門的な相談支援に特化したものへと見直し、家事、養育に係る援助や子育てに関する情報の提供、その他必要な支援を行うものとして新設されました。市町村における実施の努力義務が課せられることとなっております。

具体的な支援内容としましては、対象家庭を訪問し、家庭の状況に合わせて、１．家事支援、２．育児・療育支援、３．子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談、助言、４．地域の母子保健、子育て支援施策等に関する情報提供、５．支援対象者

や児童の状況、養育環境の把握などを包括的に実施するものです。

次に、２点目のこの支援事業にどのように取り組むのかについては、現在のところ、この支援事業を従来の養育支援訪問事業において実施しております。対象家庭に訪問し、令和５年度実績で、育児・家事援助、支援訪問は延べ５件、専門的相談支援法訪問は延べ２３０件、養育支援関係電話相談は延べ１７３件、養育支援関係面談は延べ７９回実施しております。また、養育支援訪問事業委託料としても予算措置をしており、学習支援や家事支援を必要とする家庭に対して、事業実施をできる体制を整えております。今後も支援対象家庭のニーズに応じて積極的に支援できるよう、予算措置の拡大や、専門職等の配置を検討するとともに、本事業の実施についても研究してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 新設された子育て世帯訪問支援事業は、従来の養育支援訪問事業を保健師等の専門的な相談支援に特化したものへと見直し、家事、養育の援助や子育てに関する情報の提供などの支援を行い、努力義務が課せられることになっている。また、今後は予算措置の拡大や、専門職等の配置を検討するとお答えいただきました。

そこで質問です。養育支援訪問事業に携わっている現在の専門職の職種と人数をお聞かせください。

次に、増大するニーズに応じた常勤保健師の確保が困難な実態も多いと聞きますが、産後ケアに携われる３つの専門職は、助産師、保健師、看護師ですが、それに研修を積んだ産後ドゥーラも含まれると厚労大臣が明言されました。産前産後の女性に寄り添い、家事や育児など様々なサポートをしてくれる専門家として、産後ドゥーラが注目されております。資格を持った産後ドゥーラを訪問支援員として積極的に導入することにより、母子の暮らし全体をサポートし、母子の愛着形成を助けるなど、虐待防止や産後鬱予防に大きな効果が期待されます。将来的にこの産後ドゥーラの導入の考えはあるのかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えします。

まず１点目、養育支援訪問事業に携わっている現在の専門職の職種と人数はということですが、現在の家庭支援係の職員は７名であり、内訳は正規職員が事務職１名、社会福祉士１名の計２名と保育士の再任用職員が２名、会計年度任用職員の家

庭相談員が3名です。この家庭相談員の職種は、社会福祉士、教職員、保育士となっております。

次に、2点目の産後ドゥーラという資格があり、岩出市でも訪問支援員として導入する考えは、とのことですが、産後ドゥーラとは、産前産後の母親に寄り添える人であり、家事も育児も心配事も丸ごと相談できるサポーターであります。一般社団法人ドゥーラ協会の養成講座を受講し、試験、面談に合格すれば、一般社団法人ドゥーラ協会の産後ドゥーラとして認定されるとのことです。助産師の中でこの資格を有し、活動されている方もおり、個人事業主として出産前後のお母さんたちに支援していると聞いております。

こども家庭センターでは、助産師が母子手帳の交付時から妊婦訪問、産後の訪問指導、パパママ教室、乳房ケア相談等を実施しております。市としましても、今後も助産師が妊娠期から産後までお母さんたちに寄り添い支援をしていますので、産後ドゥーラの資格者の方に訪問支援員として委託することは考えておりません。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目には、認知症の人も家族も安心して暮らせるまちづくりについてであります。

この質問につきましては、1番目の福岡議員の質問と重なる部分もありますが、ご答弁よろしく願いいたします。

認知症とは、一度正常に発達した認知機能が、後天的な脳の障害によって持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障を来すようになった状態を指します。認知症は高齢になるに従って増加し、超高齢社会の日本では約460万人、65歳以上の高齢者約15%が認知症を患っているとされています。今後も高齢化が進み、認知症の人は増えていくことが予想され、2025年には65歳以上の人口の約20%が認知症を有している状況になると推定されています。

令和5年6月に認知症基本法が制定されました。この法律は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、施策を総合的かつ計画的に推進することを目標に掲げております。

そこで質問です。1番目、本市においては、認知症の人とそ

のような支援を行っているのかをお聞きいたします。

2 番目に、認知症基本法の基本理念に、国民の理解による共生社会の実現とありますが、市の見解をお聞きします。

3 番目に、認知症のケア技法「ユマニチュード」は、相手にあなたを大事に思っていることを「見る」「話す」「触れる」「立つ」の4つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法です。このケア技法「ユマニチュード」の認識についてお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 奥田議員質問の2番目、認知症の方とその家族が安心して暮らせるまちづくりについてお答えをいたします。

我が国の高齢化率は上昇を続けており、依然として超高齢社会が進行しております。このような中、認知症高齢者も増加傾向にあり、厚生労働省の推計によりますと、2040年には軽度認知障害を含めて約1,200万人が罹患する可能性があると言われており、認知症は誰もが関係する可能性のある身近なものとなっております。

市では、認知症の方とその家族が安心して暮らせるまちづくりを目指して、認知症サポーター養成講座や見守り愛ネットワーク事業など、認知症施策の充実に努めております。また、国民の理解による共生社会の実現のためには、認知症の方が尊厳と希望を持って、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる体制整備が必要であり、地域全体で認知症に対する正しい知識や認知症の方への正しい理解が進むことが大切であると考えております。そのために、市ではあらゆる機会をとらまえ、認知症の情報発信に努め、行政社会の実現に向け取り組んでいます。

詳細や具体的な施策等につきましては、担当部長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員のご質問の2番目、認知症の方とその家族が安心して暮らせるまちづくりについてお答えします。

まず1点目、認知症の方とその家族に対してどのような支援を行っているのかにつきましては、直接的には地域包括支援センターでの相談対応を行う一方で、間接的には認知症の方とその家族は温かく見守り、支える応援者を増やすための認知症サポーター養成講座と、その修了者で組織するロバの会や認知症の方が行方不明になった場合に、早期発見、保護につなげる見守り愛ネットワーク事業を実施してい

ます。加えて、地域の人や専門職等と交流や相談ができる場としての認知症カフェ事業を市内２か所で実施しています。

続いて２点目、認知症基本法の基本理念に国民の理解による共生社会の実現とあるが、市の見解は、につきましては、先ほど市長からもありましたとおり、市では市民が認知症への正しい知識や理解が進むことが大切であるとの考えから、認知症サポーター養成講座や認知症カフェ事業等の実施や、９月の認知症月間に合わせ、市の広報紙への掲載や、岩出図書館や市役所ロビーでの認知症に関する展示など、あらゆる機会を捉え、市民の方々に認知症の情報発信をし、共生社会の実現に向け取り組んでおります。

最後に３点目、認知症ケア技法「ユマニチュード」があるが、認識は、についてでございますが、ユマニチュードとは、認知症の方とスムーズにコミュニケーションを図る技法であり、主に介護現場などで取り入れられております。ユマニチュードでは、「見る」「話す」「触れる」「立つ」の四つの基本の実践を通して、認知症の方とよい関係を築くことができることから、市では認知症の方とのコミュニケーション技法として有効であると認識しています。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 共生社会の実現のためには、地域全体で認知症に対する正しい理解が進むことが大切というふうにお答えいただきました。認知症の当事者をめぐる現状は厳しく、過去に痴呆と呼ばれ、誤解や偏見を持たれたイメージが根強く残っているのも事実で、認知症の方が社会的に孤立したり、意思が十分に尊重されない実態が今も見られます。事態の改善には、認知症になると何も分からなくなるといった古い認知症感から脱却し、新しい認知症感を社会に浸透させることが欠かせません。

そこで１点目としまして、市では、認知症サポーター養成講座を実施しておりますが、学校教育において、認知症理解の推進はどうかということをお聞きしたいと思います。

２点目に、認知症のケア技法「ユマニチュード」についてです。

福岡市では、認知症フレンドリーシティプロジェクトの一環として、ユマニチュードの普及促進を行っています。２０１８年度、まちぐるみの認知症対策として、この技法を導入し、家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市職員や救急隊員などにユマニチュードの市民講座を行いました。講座を受けた市民からは、もっと早く知っていればよかった。今後は、介護をする人たちに私たちが伝えたいとの声が寄せ

られたとのことでした。

そこでお聞きします。本市でも認知症サポーター養成講座や市民講座でユマニチュードの技法を啓発普及する考えについてお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えします。

まず1点目、学校現場における認知症サポーター養成講座の実施についてはどうか、についてですが、市では、令和元年度から市内の小学校の5年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施しており、令和6年8月末時点で、キッズサポーターの養成人数は1,395人となっております。

次に、2点目の認知症サポーター養成講座にユマニチュードを取り入れてはどうかとのことですが、本市の認知症サポーター養成講座の講義内容の中にも、議員ご提案のユマニチュードの基本にある「見る」視線を合わせる、「話す」優しく穏やかに話しかけるなどが含まれております。ユマニチュードは、認知症ケア技法として有効ではありますが、一般の方が実践しやすい部分と専門的な技術を要する部分とがあることから、現在のところ、本市の認知症サポーター養成講座や市民講座に取り入れていく予定はございません。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 次に、水害対策についてです。

9月1日は防災の日です。この日は防災に関する訓練や取組を通じて、災害が発生した際に、いかに迅速かつ円滑な避難ができるかどうかを確認する日とあります。2011年9月4日の紀伊半島大水害から13年たちました。県によりますと、この水害では、56人の貴い命が犠牲になり、床上浸水は2,706棟、床下浸水は3,149棟と発表されています。県では、度重なる浸水被害の軽減を図るため、平成22年度以降、河川整備の予算を増額して、水害対策を強化しています。これまでの最大洪水と同規模の洪水を防ぐことを目標に、様々な対策を推進しているとのことでした。

そこで質問いたします。本市における過去10年間の水害とその水害に対する対策について伺います。

2 番目に、岩出市地域防災計画風水害等対策編の第 2 章第 1 節に、水害防止計画があります。この水害防止計画の取組状況についてお聞きいたします。

3 番目に、2017 年 7 月に、福岡、大分両県を襲った九州北部豪雨で被災した男性は、当時を振り返り、近所の川が氾濫したことに気づけなかった。道路が浸水し、泥水にのまれ、避難が大変だったと話しています。この豪雨では、中小河川の氾濫が相次ぎ、死者、行方不明者が 42 人も出たとのこと。逃げ遅れた被災者の中には、幼児を抱きしめたまま亡くなった母親もいたということです。この豪雨で氾濫した中小河川には水位計が設置されておりませんでした。適切な避難のタイミングを知ることは非常に重要と考えます。

本市の主要な河川には水位観測所が設置されていると聞きますが、どこに設置されているのでしょうか。また、この水位観測所は、スマートフォンなどで誰でも河川の水位が確認できるということです。ゲリラ豪雨や線状降水帯のとき、危険な川に近づかなくても自宅で安全にスマートフォンで水位が確認できるということは、適切な避難のタイミングが分かり、逃げ遅れを防ぐことができます。

しかしながら、私もそうでしたが、せっかく水位観測所を設置していても、スマートフォンで自宅にしながら、河川の水位を確認できることを知らなければ活用されません。そこで、このことについての市民への周知についてお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの 3 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 奥田議員ご質問の 3 番目、水害対策についての 1 点目と 2 点目について、一括してお答えいたします。

過去 10 年間の主な水害といたしましては、平成 29 年の台風 21 号、令和 5 年 6 月の線状降水帯が上げられますが、床上・床下浸水の被害はありませんでした。

次に、水害に対する対策や水害防止計画の取組状況についてですが、山崎排水ポンプの設置や大町排水路など、新たに排水施設を設け、対応してきました。また、農林水産省の国営総合農地防災事業として、土地改良区の用水路から近隣河川に効果的に放流できるよう、藤崎井用水路では、岡田排水路、山田排水路、六箇井用水路では、波分山崎排水路、根来排水路、六箇井用水路から住吉川への排水が可能となる住吉放流工の整備がされ、大幅に住宅地への浸水被害の軽減が図られています。

一方、これら内水を効果的、効率的に紀の川に排除する役割を持つ県管理河川についてですが、まず住吉川では、平成 11 年の国土交通省直轄地である紀の川導流堤の建設に始まり、現在上流部の改修を県で取り組んでいただいています。また、根

来川の改修についても順次進めていただいています。

最後に、本市の内水排除の要となる紀の川の水害対策については、国土交通省による岩出狭窄部対策として、本川の水位低下を目的に、岩出頭首工において、各部水路の設置と、堰上流部の河道掘削や春日川の隅切りが実施され、紀の川の水位を下げる対策がなされています。また、山崎かんがい排水路放流部下流域を中心に、堆積土砂の除去や樹木伐採を継続的に取り組んでいただき、水の流れがスムーズになるように適正な管理が行われており、水害の低減に努めていただいています。

次に、ため池のハード対策として、平成27年以降に改修したため池は4か所で、うち3か所が平成24年に県が策定したため池改修加速化計画による改修となっています。また、同計画では残り2か所の改修を進めており、今年度は根来地区の丹生池は対策工事を行い、完了し、同地区の桃坂新池は測量設計と地質調査業務を年次計画に基づき実施しています。

ソフト対策としては、令和3年度に防災重点農業用ため池32か所を対象に、個別のハザードマップを作成しています。本市の水害対策に対しては、これまで国、県に対して強く要望し、効率的かつ迅速な事業進捗を求め、市も地元調整など協力を行いながら、被害低減に向け取り組んでいます。今後も本市で実施していただいている事業について、国、県に働きかけ、国、県、市が一体となって災害に強いまち、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

次に3点目、市内の主要な河川には水系水位観測所が設置されているが、どこに設置されているのか、また周知は、についてお答えいたします。

国管理河川の紀の川には、基準水位観測所である船戸観測所が設置されています。また県管理河川には、春日川に高塚水位観測所、根来川に中迫地区にある根来水位観測所、住吉川に中島水位観測所、相谷川に金池水位観測所の4か所が設置されています。

なお、主要な河川の水位情報については、パソコンやスマートフォンを使い、国土交通省近畿地方整備局の川の防災情報や、和歌山県の防災災害情報で、全ての水位観測所のリアルタイム水位を過去10分間ごとや1時間ごとで確認できます。

これらの情報が確認できることにつきましては、市広報及びウェブサイトで周知してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。



以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。